

令和6年8月30日

各 位

川崎市高津スポーツセンター
館 長 佐 藤 伸 子

設備専用利用料金の過誤徴収に関するお詫びと御報告

平素は、川崎市高津スポーツセンターを御利用くださりまして誠にありがとうございます。

さて、この度、当施設において、平成26年度から設備専用利用に係る料金算定に誤りがあり、本来徴収すべき金額よりも多い額を利用団体様から徴収していたことが判明いたしました。

本件につきまして、多大なる御迷惑をおかけしましたこと、心からお詫び申し上げます。

過誤徴収分につきましては、対象者様に御連絡の上、直接お詫び申し上げますとともに、本件の御説明及び返還対応に関する御案内をさせていただきます。

今後、同様の事案を発生させることがないように、再発防止対策を徹底し、改善を図るとともに、細心の注意を払い、運営に取り組んでまいります。

1 内容

指定管理者が管理運営している施設において、施設（体育室や武道室等）の利用料金とは別に、利用者がスポーツ設備等（運動器具や電源使用等）を利用する場合には設備専用利用料（1コマ単位。1日4コマ）を徴収していますが、施設を全日（4コマ）利用する方がスポーツ設備等も合わせて全日（4コマ）利用する場合には、条例上3コマ分の設備専用利用料を徴収するところ、誤って4コマ分の料金を徴収していたものです。

2 過誤徴収の対象団体数、件数、金額など

(1) 対象団体 68団体

(2) 対象件数 283件

(3) 返還金額 444,960円

※詳細につきましては、対象者様に個別に御案内してまいります。

(4) 対象期間 平成26年4月6日～令和6年4月28日利用分（10年1か月間）

3 本件に関するお問合せ先

川崎市高津スポーツセンター 指定管理者

特定非営利活動法人高津総合型スポーツクラブSELF（担当：佐藤）

TEL 044-813-6531（高津スポーツセンター）

時 間 9:00～20:00

休館日 毎月第4月曜日及び年末年始

以上